

(神戸市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画 抜粋)

1. 住宅確保要配慮者の範囲

法第2条第1項第1号から第5号までに定める者、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下、「規則」とする。）第3条第1号から第10号までに定める者及び県計画で規定する者とする。

表 住宅確保要配慮者の範囲

法で規定する者	規則で規定する者	県計画で規定する者
<ul style="list-style-type: none">・低額所得者・被災者（発災後3年以内）・高齢者・障がい者・子ども（高校生相当以下）を養育している者	<ul style="list-style-type: none">・外国人・中国残留邦人・児童虐待を受けた者・ハンセン病療養所入所者等・DV被害者・北朝鮮拉致被害者等・犯罪被害者等・生活困窮者・矯正施設退所者・東日本大震災その他の著しく異常かつ激甚な非常災害による被災者	<ul style="list-style-type: none">・海外からの引揚者・新婚世帯・原子爆弾被爆者・戦傷病者・児童養護施設等退所者・LGBT・養護者等による虐待を受けた者・低額所得世帯の学生・住宅確保要配慮者に対して生活支援等を行う者